我が国の違法伐採対策について



平成26年9月

林野庁

我が国の違法伐採に係る基本的な考え方と取組

違法伐採: 一般的に、それぞれの国の法律に反して行われる伐採

(国際的に合意された定義はない。)

- > 生産国における持続可能な森林経営の阻害、森林減少・劣化
- ▶ 本来、環境にやさしい資材である木材への信頼性の低下、プラスチック、金属等他資材への転換等
 - ●我が国の基本的な考え方:「違法に伐採された木材は使用しない」



合法性の証明された木材で市場を満たす。

国内対策の特色

- ▶ 木材を取り扱う業界の自主的努力により、ボトムアップを図る
- ▶ コスト負担が小さく、木材価格の上昇や行政負担の拡大を招かない 【他資材(金属、プラスチック等)との競合にも対応】

- ▶グリーン購入法に基づき、合法性の証明された木材を政府調達の要件
- ▶「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定
- ▶合法木材の普及・利用拡大及び供給体制の整備等の推進

グリーン購入法に基づく合法木材に関する取組

国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律(平成12年法律第100号)

環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について(平成18年から、合法性等の証明された木材・木材製品を環境物品 [紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材] に位置づけ) 国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針(閣議決定)(平成18年以降継続)

- 環境物品リスト
- <mark>- 環境物品の要件(</mark>判断の基準、配慮事項)の決定
- 調達方針作成のための基本的事項



義務的に実施



努力義務、一般的責務

国会、裁判所、各省广、 独立行政法人等

- ▶調達方針の作成、公表
- ▶調達実績の公表

※基本方針や各省等の調達方針の中でガイドラインに基づく合 法木材の優先調達を明記

<u>地方公共団体等</u>

- ▶調達方針の作成
- ▶調達方針に基づき調達推進(努力義務)

<u>民間事業者、国民</u>

▶できる限り環境物品等を選択(一般的責務)

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための ガイドライン」の策定

1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規 範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

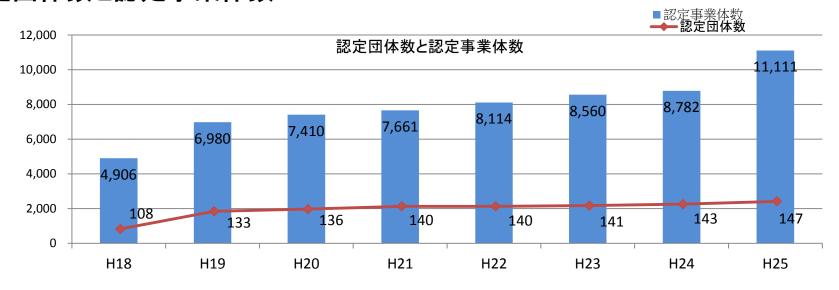
3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

取組の成果

●業界団体の自主的行動規範に基づく認定による証明方法の成果

✓ 認定団体数と認定事業体数



- ✓ 認定事業体が取り扱う 国産素材のうち合法性が 証明されたものの割合
- (平成18年度) (平成24年度) **40%** → **67%**
- (一社)全国木材組合連合会の要請に基づき、実績報告を提出した認定団体、認定事業体の取扱量(素材生産量)の集計値。

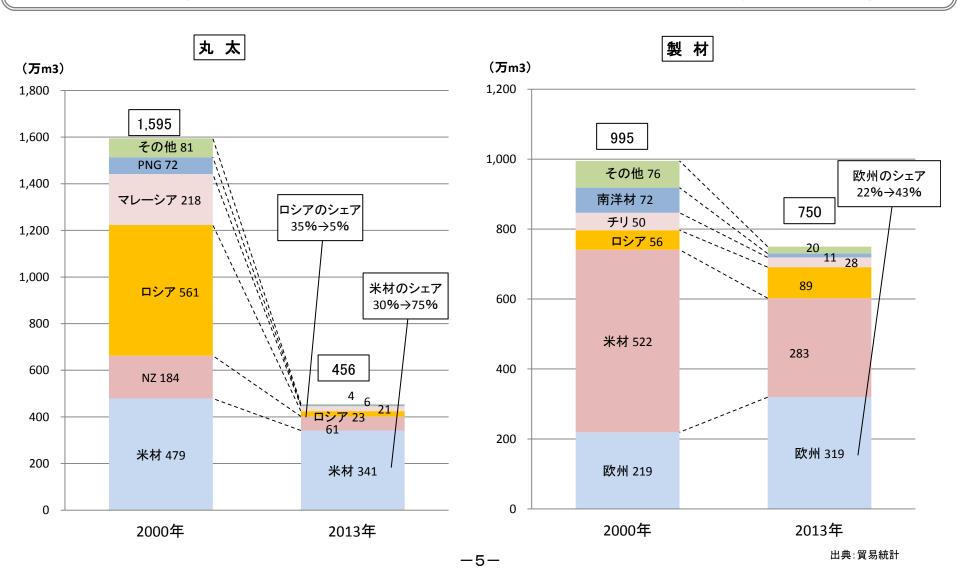
✓ 輸入合板のうち合法性が 証明されたものの割合

87%

(日本木材輸入協会の資料による)

我が国の木材貿易の変化 ①

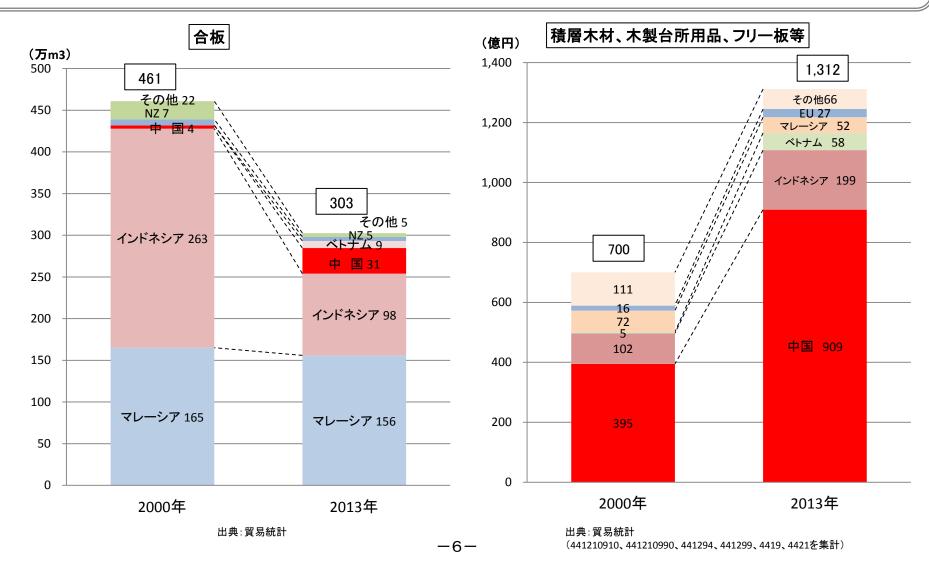
- ○丸太及び製材の輸入量は、近年大幅に減少
- 〇 ロシアの丸太の輸入が大幅に減少し、米材(米国及びカナダ)の丸太や欧州の製材の比率が拡大



我が国の木材貿易の変化 ②

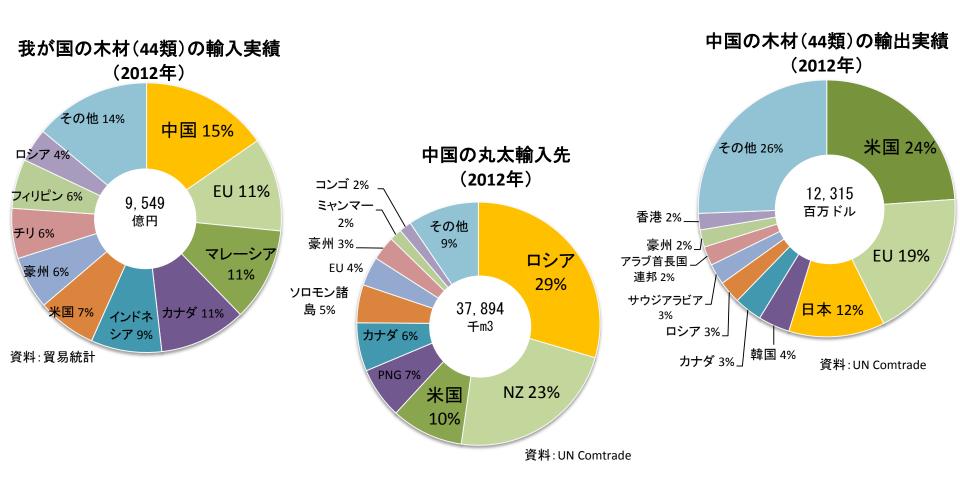
- 合板の輸入は、インドネシア、マレーシアからの輸入が減少し、中国からの輸入が増加
- 積層木材、木製台所用品、フリー板等は中国からの輸入が倍増

(積層木材:単板を繊維方向に積層接着したもの等、フリー版:木材を巾方向に接着し、板状に加工したもの)



我が国の木材貿易の現状

- 〇 中国は我が国最大の木材輸入相手国(金額ベース)
- 中国は国内の植林木に加えて、ロシアや北米、アジア大洋州地域等から原木を輸入し、加工品を各国へ 輸出
- 我が国は中国からの木材輸入が世界第3位(金額ベース)



今後の取組方向(国内対応)

(1)公的機関によるグリーン購入等の更なる推進

- ▶国の機関における政府調達の徹底
- ▶地方公共団体によるグリーン調達の更なる推進(県及び市町村への拡大) 平成22年10月1日に施行された公共建築物等木材利用促進法に基づく基本方針の下で、地方公 共団体や民間の事業者等の主体的な取組を促進
- ン公共建築物の整備の補助事業等で合法木材の使用等を要件化

(2)民間企業・一般消費者等への合法木材の普及

- >住宅支援措置等との連携(合法木材等を一定以上使用したもの等を対象)
 - ✓長期優良住宅の建設の際の優遇措置(国土交通省)
 - ✓木材利用ポイント事業
- ▶最終消費者に近い供給事業体(住宅、家具、DIY等)への働きかけ
 - ✓展示会等への出展
 - ✓事業者等を対象としたセミナーの開催



(3)合法性証明の信頼性・透明性向上

<u>▶認定団体による合法証明の実施状況のモニタリング(検査)の実施に向けた検討</u>

今後の取組方向(国際対応)

○ 我が国の木材貿易の状況の変化を踏まえた二国間、多国間の協力・連携を推進

(1)二国間協力・連携の推進

- ① 中国
 - ▶我が国の最大の木材輸入先(金額ベース)
 - ▶原木を輸入して製品を輸出する加工貿易国

「違法伐採対策に関する日中覚書」に基づく協力の推進

- ② ロシア
 - ▶ロシアとの協力・連携の模索

(2)国際的な議論と技術支援への積極的な対応等

- ▶ APEC違法伐採及び関連する貿易専門家グループ (EGILAT)会合(2012~)における各国の取組状況の 把握と協力分野の検討
- ▶ 国際熱帯木材機関(ITTO)プロジェクト等を通じた技術 支援 等

(3)欧米等の取組に関する情報収集

➤ 米国及びEUにおける法規制の運用状況、実効性、事業者負担等に関する情報収集を引き続き実施

平成23年8月、違法伐採対策に関する日中覚書に署名

- 1.伐採、加工、流通及び輸出入される木材・木材製品の合法性証明の仕組み を構築し、合法木材・木材製品の貿易 と利用を促進する。
- 2.木材生産国の違法伐採対策を支援する。
- 3.国内関係法令・制度や国際的な取組などについて、情報交流と能力向上を行う。
- 4.供給・消費者サイドも含めた自主的取組や団体・企業等を含めた民間レベルでの交流を奨励する。





Asia-Pacific Economic Cooperation

(参考1)諸外国における取組

(参与)	1) 語外国における収組	
	米国(レイシー法)	EU(木材規則)
+ ** •	▶ 違法に伐採、取引、所有等された木材・木材製品 (違法伐採材)の米国への持込・州間取引等をしないこと	▶ 違法に伐採、製造等された木材・木材製品(違法 伐採材)をEU市場へ出荷しないこと▶ 違法伐採材を市場に出荷しないよう「然るべき注 意」を払うこと
事業者の 順守義務 (禁止事項)	▶違法伐採材を取り扱わないよう事業者自らが判断するため、それぞれの経験や知識の程度に応じて「然るべき注意」を払うこと 【「然るべき注意」に関する法令上の規定はない】	〈「然るべき注意」の要素〉 ① 伐採国、数量、輸出者、伐採・輸出・契約等に関する文書又は情報を保有し、必要に応じて提示できること ② 取扱う木材が違法材であるリスクを評価すること ③ 取扱う木材が違法材であるリスクが無視できない
		場合、リスクの低減措置を講じること
輸入時の 申告	▶ 木材の学名、伐採地、数量、輸入者、最終受取人等 を明記した申告書を提出。▶ 合法性の証明書の提出は求められず、確認も行われない。	▶EU木材規則に基づく追加的な申告様式や申告事項はなし ▶合法性の証明書の提出は求められず、確認も行われない
事業者に対 する監督官 庁の検査	規定なし	検査を行う規定はあるが、頻度等の規定はなし
違反者に 対する罰則	事業者が違法伐採材と知りながら取引した場合のみならず、過失であっても罰則を適用(罰金額、懲役の有無は異なる)。(故意による場合は最高50万ドル以下の罰金または5年以下の懲役) 【これまでの主な摘発例は、ギブソン社のケースのみ】	各国が罰則を定める
	【これまじの土は拘光例は、ヤノノン私のグー人のみ】	

| 【これまでの主な摘発例は、キフソン社のケースのみ】| 注)EUは、十分な違法伐採対策を行っている国から輸入される木材は違法性のリスクがないとして「然るべき注意」の対象外と するため、いくつかの生産国と協定交渉を行っている。 – 10-

(参考2) 新たな木材需要創出総合プロジェクト[新規]

【平成27年度予算概算要求額 3,066(一)百万円】

現状・課題

| 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用させ「木材自給率50%」を達成し、林業の成長産業化を | 実現するためには、幅広い分野で、新たな木材の需要拡大に積極的に取り組む必要。

実施内容

新たな製品・技術の開発・普及や、建築物・木材製品・木質バイオマス等の各分野での木材利用を幅広く拡大することで、新たな木材の需要を創出するとともに、これらの需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等に対して総合的に支援し、林業の成長産業化を実現。

新たな製品・技術の開発・普及【1,086(一)百万円】



·CLTの建築基準整備に 必要な強度データ収集等



·CLTを用いた建築物の実 証



・住宅分野等における新たな製品・技術の開発



・加工機械の開発



・設計士等の人材育成・木造建築物等の健康・省エネ性調査

地域材利用促進【1.452(一)百万円】



・公共建築物等の木造化・内・工作物、土木等新規分野での装木質化に向けた設計等支援
木材利用の実証・普及



・工務店等による地域材 のモデル的な利用の促進



・木づかい、森林づくり活動 の全国的な展開



・木質バイオマスのエネルギー及び・輸品・輸品マテリアル利用に向け、 普及相談窓口の設置、技術開発等

、 ・輸出の促進、合法木材の 普及に向けた調査・実証等

安定供給体制の構築【 427(一)百万円】



・民有林と国有林の連携した協議会の設置や広域原木流通構想に基づく取組への支援

【地域循環型】



・CLT等のラミナ供給に向けた中小製材工場の連携や 山元と地域の加工工場等が連携した体制構築への支援

森林認証・認証材の普及促進【100(一)百万円】



・国内の森林認証・認証材の普及のため、認証 **リパラ施設への 地域材の利用 取得に向けた関係者の合意形成への支援等